【2022年度版】

お手続きについて

●更新案内時のお手続き（例年8月以降の更新ご案内の場合）

申込書での手続き（生協現職組合員および生協退職組合員によって発送時期・〆切日が異なります）

●生協退職組合員の方

〈Myセーフティ〉加入申込書（内容変更を含む）
「まもるくん」加入内容変更依頼書（更新停止を含む）
→ 募集・提出〆切 **10月5日（水）** ユアサポート㈱返送到着分まで

●生協現職組合員の方

〈Myセーフティ〉加入申込書（内容変更を含む）
「まもるくん」加入内容変更依頼書（更新停止を含む）
→ 募集・提出〆切 **10月11日（火）** ユアサポート㈱返送到着分まで

生命共済〈ささえ愛〉新規加入・加入内容変更（増口）方法
→ 本パンフレットを機会にお申し込みされる方は組織へお申し出いただくか、生協現職組合員の方は9月より配布される電通共済生協秋キャンペーン資材でのお手続きをお願いします。

《ご注意》
〈Myセーフティ〉・「まもるくん」に既にご加入いただいている方の内容変更・更新停止等の手続きは本郵送募集のみのご案内となります。
（同封の申込書を使用してのお手続きは上記記載の各〆切日までに申込書到着が必要です）

- 2022年12月1日午前0時から保障開始となります。ただし更新契約は午後4時からとなります。
- 更新後契約の加入者票の送付予定は2023年1月下旬となります。電通共済生協・組合員Webへの更新後の加入情報の反映は2023年2月上旬です。申込書控・本パンフレットは大切に保管をお願いします。また更新後契約の初回掛金につきましては2023年2月から控除開始となります。

●期中での新規申し込みお手続き（例年12月～翌年5月下旬まで）

新規加入申込書　および　Web手続き後の申込書

❶各月**25日**までにユアサポート（株）に提出（到着）分は、提出月の**翌々月1日**が保障開始日となります。
（例:2月25日に到着した分は、4月1日保障開始）
❷**26日～月末日**にユアサポート（株）に提出（到着）分は、提出月の**翌翌々月1日**が保障開始日となります。
（例:2月26日に到着した分は、5月1日保障開始）

例年 **5月25日が期中での新規受付最終締切日** となりますのでご注意ください。

お問い合わせは

*団体総合生活保険のペットネームです。

ユアサポートコールセンタ
0120-141-175
●受付時間：AM9:00～PM5:30（土・日・祝日を除く）

NTTグループ団体傷害保険「まもるくん」*
取扱代理店：電通共済生協グループ ユアサポート株式会社
https://your-support.co.jp/
ユアサポート株式会社 検索
QRコード
引受保険会社（幹事）：TOKIO MARINE NICHIDO 東京海上日動

電通共済生協グループコールセンタ
0120-211-114
●受付時間：AM9:00～PM5:30（土・日・祝日を除く）

医療・傷害〈Myセーフティ〉*（ガイダンスの*3）
取扱代理店：電通共済生協グループ ユアサポート株式会社
引受保険会社（幹事）：TOKIO MARINE NICHIDO 東京海上日動

生命共済〈ささえ愛〉（ガイダンスの*1）
契約引受団体：電通共済生協 電気通信産業労働者共済生活協同組合
https://www.dentsu-kyosai.or.jp/
電通共済生協 検索
QRコード

制度内容等の詳細については、生協現職組合員の方は秋のキャンペーンで配布される加入資材も合わせてご参照をお願いします。

この「パンフレット・重要事項説明書」は、ご契約に際して、制度の内容を理解していただくために必要な項目【契約概要】および、ご契約内容に関する重要な項目のうち、特にご注意いただきたい項目【注意喚起情報】を掲載しております。ご契約前に必ずお読みいただきお申し込みください。

TS TW TN 郵送　22-T01283（2022年6月作成）

Ⓟ 電通共済生協現職組合員・退職組合員の皆様へ　【2022 郵送】

医療・傷害〈Myセーフティ〉のご案内

病気・ケガに備える充実した保障を
電通共済生協組合員限定かつ
割引率40.5%の割安な掛金でご案内をしております。

〈Myセーフティ〉をおススメする ✨3つのポイント!✨

ポイント1

日常生活で安心の傷害保障

①日常生活やレジャーでのケガはもちろん、交通事故や地震などによるケガも保障します。
②年齢に関係なくご加入することができます。

ポイント2

病気による入院・手術に備える医療保障
（新規・増口加入は満65歳まで）

①入院日額15,000円、先進医療1,000万円まで等、手厚い保障で備えることができます。
②三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に備える、三大疾病一時金特約がおススメです!

ポイント3　多彩なオプション保障

個人賠償責任特約　自転車搭乗中の相手方へのケガなどの法律上の損害賠償責任に対応しています。
個人賠償責任特約の掛金が引受保険会社の掛金改定により引上げとなります。

介護保障特約　満40歳から満84歳まで加入でき、介護に要する費用に備えることができます。

まずはP.1～P.4をご覧ください

取扱代理店：電通共済生協グループ ユアサポート株式会社
引受保険会社（幹事）：TOKIO MARINE NICHIDO 東京海上日動

1. 組合員の皆様に選ばれるポイントは！

❶家計にやさしい「安心価格」

団体割引適用の割安な掛金

割引率40.5%[*1]の掛金で
ご加入いただけます！

*1　団体割引30%・損害率による割引15%適用

現在30歳の組合員様　〈Myセーフティ〉おススメ加入プラン[*2]でご加入いただいた場合

月々2,540円～

現在50歳の組合員様　〈Myセーフティ〉おススメ加入プラン[*2]でご加入いただいた場合

月々4,420円～

*2　医療保障2口（三大疾病一時金あり）・傷害保障2口（本人型）・（オプション）個人賠償責任特約付帯

各年齢ごとのおススメ加入プランはP.3～P.4へ

さらに！

現在ご加入中の生命保険も含めて、
トータルで見直しをされたい方は…　P.25～P.28へ

P.25～P.28では、「生命共済〈ささえ愛〉＋〈Myセーフティ〉」の基盤保障に見直すことで、掛金合計約800万円の節約事例もご紹介しています。

❷病気・ケガ双方に備える「充実保障」

医療保障・傷害保障・充実のオプション

医療保障

病気による入院・手術はもちろん、全額自己負担となる高額な先進医療のリスクも最大1,000万円までお支払いします（3口加入の場合）。さらに、特約により三大疾病（がん・心筋梗塞・脳卒中）の際に一時金100万円の保障も付帯できます。

2021年12月より医療保障が制度改定され、健康状態等告知内容が変更になり、より分かりやすくご加入しやすくなりました！

※2022年12月1日時点で満65歳以下で健康状態等告知に該当しない方が加入できます。

保障内容・保障対象者・保険金額・月払掛金については P.5～P.6へ
保障のあらましは P.7～P.8へ

傷害保障

通勤や勤務中を含めた日常生活やレジャー中、交通事故も含むさまざまなケガに対し、死亡・後遺障害、入院、通院をまとめて保障。

また、一般では販売されていない地震・噴火・津波によるケガも対象とする充実した保障がポイントです。

※年齢・健康状態による加入制限はありません。

保障内容・保障対象者・保険金額・月払掛金については P.9へ
保障のあらましは P.10へ

オプション（組合員本人が医療保障・傷害保障のいずれかへの加入が必要です）

①**介護保障特約**
組合員本人、配偶者、子ども、組合員本人・配偶者の戸籍上の両親が加入可能です。
※新規・増口加入には年齢条件等の加入条件あり

②**個人賠償責任特約**（保険料が改定（月額+30円）されました）
各自治体の条例等により、今や自転車に乗る方には必須の本特約。月額140円の掛金で加入できるのが強みです。

③**携行品特約**　④**ホールインワン・アルバトロス費用特約**

⑤**借家人賠償責任特約**　⑥**住宅内生活用動産特約**

保障内容・保障対象者・保険金額・月払掛金については P.11～P.13へ
保障のあらましは P.13～P.16へ

2. おススメの〈Myセーフティ〉加入プランをご紹介いたします

病気の保障 **ケガの保障** **個人賠償** の各保障込みで…

あんしん価格と充実保障で皆様に選ばれています!

30歳夫婦の保障(2名分)が 4,720円/月～
50歳夫婦の保障(2名分)が 8,480円/月～
60歳夫婦の保障(2名分)が 14,220円/月～

各保障のベースプラン

〈Myセーフティ〉医療保障2口タイプ(三大疾病付帯)	〈Myセーフティ〉傷害保障2口タイプ	オプション 個人賠償責任特約
入院日額 1万円 先進医療 実額 600万円 まで 三大疾病一時金 100万円 ほか	入院日額 1万円 通院日額 3,000 円 ほか	1事故限度額 無制限 (国外1億円、受託品1個または1組100万円が上限) 引受保険会社の保険料改定により月額30円引上げとなりました。 家族の自転車事故の賠償責任ほかも対応

生協組合員本人	〈Myセーフティ〉保険料例		配偶者	〈Myセーフティ〉保険料例 〈Myセーフティ〉医療 2口タイプ(三大疾病付帯) 〈Myセーフティ〉傷害 2口を夫婦型へ変更		夫婦でご加入した場合の合計保険料例
30歳の方は(30～34歳)	2,540円/月(年間30,480円)	＋	30歳の方は(30～34歳)	2,180円/月 (年間26,160円)	＝	4,720円/月(年間56,640円)
40歳の方は(40～44歳)	2,940円/月(年間35,280円)	＋	40歳の方は(40～44歳)	2,580円/月 (年間30,960円)	＝	5,520円/月(年間66,240円)
50歳の方は(50～54歳)	4,420円/月(年間53,040円)	＋	50歳の方は(50～54歳)	4,060円/月 (年間48,720円)	＝	8,480円/月(年間101,760円)
60歳の方は(60～64歳)	7,290円/月(年間87,480円)	＋	60歳の方は(60～64歳)	6,930円/月 (年間83,160円)	＝	14,220円/月(年間170,640円)

配偶者ほかの保障を追加する場合は…

子ども・その他親族*1
さらに家族の保障や豊富なオプションからさらに充実の保障が可能!
*1 年齢等の条件によりご加入できない場合があります。

1. 〈Myセーフティ〉
子ども医療保障2口タイプ
お1人につき＋640円*2～×人数(月額)
*2 10歳～14歳の場合

2. 〈Myセーフティ〉
子ども・同居の親族傷害保障2口タイプ
夫婦型から家族型に切替
＋2,280円/月(人数問わず)

3. 携行品特約
保険期間中限度額30万円
＋100～160円/月

4. ホールインワン・アルバトロス費用特約
1事故限度額50万円
＋300～710円/月

5. 借家人賠償責任特約
1事故限度額1,000万円～1億円
＋170～1,550円/月

6. 住宅内生活用動産特約
保険期間中限度額500万円
＋880～950円/月
詳細につきましてはP.5～P.16をご参照ください。

さらに

介護保障特約

新規・増口加入は満40歳以上満84歳以下の方が対象です。

保障対象者は以下のとおりです。
- 組合員本人
- 配偶者
- 子ども
- 戸籍上の両親

詳しくはP.11・P.13をご覧ください。

医療・傷害〈Myセーフティ〉と生命共済〈ささえ愛〉のセット加入で充実の基盤保障!

病気による入院・手術はもちろん、先進医療のリスクもカバー

①〈Myセーフティ〉医療保障

■引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

保障内容

保障期間中の病気による入院・手術をされた場合や所定の先進医療を受けた場合等に保険金をお支払いします。（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）

（三大疾病一時金特約を新たに付帯される方は）
「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」により所定の状態に該当した場合に一時金100万円をお支払いします。

被保険者等（保険の対象となる方など）

ご加入いただける方（おひとりずつ加入となります）	本人	配偶者	子ども
被保険者（保険の対象となる方）	生協組合員本人	生協組合員の配偶者	生協組合員の子ども（同居・別居および婚姻歴にかかわらず）
新規・増口加入できる方（三大疾病一時金特約追加を含む）	2022年12月1日現在、0歳*1以上満65歳以下で「健康状態等告知書」に該当しない方		
更新加入	満84歳まで更新できます。		

*1申込日時点で誕生していることが条件です。

- ●本人が加入されない場合でも、配偶者・子どもは「健康状態等告知書」の質問に回答のうえご加入いただくことができます。
- ●配偶者・子どもは「本人」の加入口数を上回って加入することもできます。（例:本人1口加入／配偶者2口加入）
- ●「健康状態等告知書」は、申込書記入例に記載しています。「健康状態等告知書」に該当する場合は、新規加入および増口することができません。また、新たに三大疾病一時金特約に加入する場合は、医療保障の加入および健康状態等告知が必要です。なお、すでにご加入されている口数の範囲内で更新する場合（減口含む）は、健康状態等告知の必要はありません。
- ●〈Myセーフティ〉医療保障は、保障期間の中途での増口はできませんので、キャンペーン期間中の2口以上の加入をおススメします。（三大疾病一時金特約の加入もキャンペーン期間中のみとなります。）

保険金額（お支払いする保険金の限度額）と月払掛金

保障期間：1年間
団体割引：30%・損害率による割引：15%

		■3口タイプ	■2口タイプ	■1口タイプ
入院の保障		日額 15,000円 × 入院日数（1入院60日/通算制限なし）	日額 10,000円 × 入院日数（1入院60日/通算制限なし）	日額 5,000円 × 入院日数（1入院60日/通算制限なし）
手術等の保障	重大手術*1	600,000円	400,000円	200,000円
	入院中の手術	150,000円	100,000円	50,000円
	入院中以外の手術	75,000円	50,000円	25,000円
放射線治療の保障		150,000円	100,000円	50,000円
総合先進医療の保障	基本保険金	1,000万円 まで	600万円 まで	300万円 まで
	一時金	100,000円	100,000円	100,000円
おススメ 三大疾病一時金特約		100万円	100万円	100万円

*1重大手術はP.8の保障のあらまし欄外をご確認ください。

保障期間（新規）2022年12月1日午前0時～2023年12月1日午後4時
保障期間（更新）2022年12月1日午後4時～2023年12月1日午後4時

2021年12月より

〈Myセーフティ〉医療保障がご加入しやすくなっています

〈Myセーフティ〉の医療保障の健康状態等告知書が変更されシンプルでわかりやすくなりました。
今まで加入されなかった組合員の方こそ是非この機会に医療保障へのご加入をご検討ください。

シンプルでわかりやすくってどういうこと?

持病があっても加入が可能に

持病があっても、告知質問1～3に該当しなければご加入できます
※ご加入後の保険金の支払いについて注意点があります。
以下≪注意点①≫を必ずご確認ください。

質問内容が簡単になりました

表から「自身に該当する病気・症状を探す」必要がなくなり、
入院・手術といった事実の有無を答えるだけになります

変更後の告知質問

		なし	あり
質問1	告知日（ご記入日）現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。		
質問2	告知日（ご記入日）より過去1年以内に病気で、継続して10日以上の入院をしたことがありますか。		
質問3	過去3年間に保険会社等から同様の共済・保険の引受けを断られたり、減口されたり、または約款等により解除されたことがありますか。		

全てなし → お引受けできます。お手続きください。
1つ以上あり → 申し訳ございませんが、お引受けできません。

注意点①

ご加入前からの病気を原因とする入院・手術などが加入後1年以内に発生し、これにより医療保障の保険金請求をされた場合保険金が**お支払いされない**ことがあります。予めご了承ください。

お支払いされないケース例

ご加入前に
「糖尿病」と診断

加入

ご加入後1年以内に
「糖尿病」で入院
⇒お支払い対象外

注意点② ※医療保障既加入者の方必読

今まで制限付加入（特定の疾病が保障対象外）だった方は（新）告知に該当しなければ制限を外すことができます。
※告知に該当する場合、また、告知をしなかった場合は、前年と同条件での加入となります。

現在、制限付加入かを確認する方法

Myセーフティ申込書本紙（3枚目）の医療保障の欄をご確認ください。
「特定疾病不担保」の「ア～エ」に○印がある方は、制限付加入となっています。
※保障対象外となっている病気・症状は申込書1枚目裏面左下の【B表】をご確認ください。

例 「ア」が保障対象外の方
【現状】
加入時に「高血圧症」など「A表のア」の病気・症状とお申し出いただいていたため【B表のア】の病気・症状が保障対象外になっています。

■月払掛金（被保険者1名につき）

①三大疾病一時金特約ありの場合

被保険者年齢	3口タイプ	2口タイプ	1口タイプ
0～4歳	1,230円	890円	540円
5～9歳	930円	690円	440円
10～14歳	860円	640円	420円
15～19歳	950円	700円	450円
20～24歳	1,300円	940円	560円
25～29歳	1,400円	1,000円	600円
30～34歳	1,460円	1,040円	620円
35～39歳	1,630円	1,190円	730円
40～44歳	1,930円	1,440円	940円
45～49歳	2,680円	2,030円	1,380円
50～54歳	3,770円	2,920円	2,060円
55～59歳	5,270円	4,080円	2,870円
60～64歳	7,520円	5,790円	4,060円
65～69歳	10,480円	8,130円	5,770円
70～74歳	14,060円	10,850円	7,620円
75～79歳	17,470円	13,460円	9,440円
80～84歳	20,930円	16,120円	11,290円

②三大疾病一時金特約なしの場合

被保険者年齢	3口タイプ	2口タイプ	1口タイプ
0～4歳	1,060円	720円	370円
5～9歳	760円	520円	270円
10～14歳	690円	470円	250円
15～19歳	780円	530円	280円
20～24歳	1,130円	770円	390円
25～29歳	1,230円	830円	430円
30～34歳	1,290円	870円	450円
35～39歳	1,370円	930円	470円
40～44歳	1,510円	1,020円	520円
45～49歳	1,980円	1,330円	680円
50～54歳	2,590円	1,740円	880円
55～59歳	3,620円	2,430円	1,220円
60～64歳	5,220円	3,490円	1,760円
65～69歳	7,090円	4,740円	2,380円
70～74歳	9,680円	6,470円	3,240円
75～79歳	12,070円	8,060円	4,040円
80～84歳	14,480円	9,670円	4,840円

※上記は被保険者1名あたりの掛金になります。掛金は、保険の対象となる方の2022年12月1日時点の満年齢が適用されます。
※新規・増口加入または三大疾病一時金特約を新たに追加いただく場合は2022年12月1日時点の満年齢で65歳までとなります。
※医療保障については、被保険者1人あたり3口タイプ加入までが上限となります。配偶者、子どもが電通共済生協組合員の場合はご注意ください。
※2022年12月1日時点の満年齢で適用される掛金額の賃金控除（口座振替）は2023年2月からとなります。なお、保障期間内に誕生日を迎えても掛金額の変更はありません。

○保障のあらまし（医療保障）　（傷害保障）はP.10をご参照ください

病気やケガ等により、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。
この保障については死亡に対する保障はありません。保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下、「引受保険会社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金		病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数−疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1　保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。本契約では0日としています。 *2　1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。本契約では60日としています。	・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・**この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ***2*3 等 *1　該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 ***2　初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払い対象となります。** *3　病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金支払いの対象とならないことがあります。
総合先進医療特約	放射線治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合** ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1　血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	
	総合先進医療基本保険金	病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合（保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。） ▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 *1「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *2　次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 ⅰ．公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ⅱ．先進医療以外の評価療養のための費用 ⅲ．選定療養のための費用 ⅳ．食事療養のための費用 ⅴ．生活療養のための費用 *3　次のいずれかに該当するものをいいます。 ⅰ．診察　　ⅱ．薬剤または治療材料の支給　　ⅲ．処置、手術その他の治療	
	総合先進医療一時金	病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払いします。ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限ります。	
三大疾病一時金特約		病気やケガによって以下のような状態となった場合 ①保険期間中に悪性新生物（がん）*1と診断確定された場合 ②急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ③脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ▶100万円をお支払いします。 *1　保障対象となる「悪性新生物（がん）」とは、以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。 悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類−腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の保障対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類−腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を保障対象に含みます。 【ご注意】悪性新生物（がん）と診断確定された場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。 ※同一の保険事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。 ※この特約のいずれか1つの保険金をお支払いした場合には、同一保険期間中に上記①〜③のいずれかの状態に該当したときでも保険金はお支払いできません。 ※継続契約において、保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内は、同一の保険金支払事由に該当しても保険金はお支払いできません。	

※「１回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます（「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。）。
①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術 ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術 ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術
※新型コロナウイルス感染症により、医師・保健所の指示に基づき、自宅・ホテル等臨時施設で療養をされた場合、「入院」と同等の取扱いを実施しています（医師の証明書等をご提出いただく場合に限ります。また、2022年6月時点でのお取扱いであり、今後法令の改正等により変更となる可能性があります。）。

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】
「総合先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。
事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先:東京海上日動　事故対応窓口》までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。
*1「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
*2「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先:東京海上日動　事故対応窓口》までご連絡ください。
・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。
※本取扱いについては、変更・中止となる場合があります。

医療保障の健康状態等告知について

現在	申し込みパターン	申し込み例	告知の要否
医療保障に加入	①保障内容を変更せず、継続加入	医療1口⇒医療1口・三大疾病一時金特約なし	×　不要です
	②三大疾病一時金特約を追加	医療1口⇒医療1口・三大疾病一時金特約あり	○　必要です
	③増口	医療2口⇒医療3口・三大疾病一時金特約なし	○　必要です
	④減口・三大疾病一時金特約を追加	医療2口⇒医療1口・三大疾病一時金特約あり	○　必要です

現在	申し込みパターン	申し込み例	告知の要否
医療保障に未加入	①医療保障のみ加入	医療未加入⇒医療保障2口	○　必要です
	②医療保障＋三大疾病一時金特約に加入	医療未加入⇒医療2口・三大疾病一時金特約あり	○　必要です
	③三大疾病一時金特約だけに加入	三大疾病一時金特約のみの加入はできません	（加入できません）

医療保障改定について

2021年12月1日始期契約から、医療保障の改定により、健康状態等告知書がシンプルでわかりやすくなりました!
［概要］
健康状態等告知書を大幅に簡素化するに伴い、「特定疾病等不担保特約」を新規でセットする引受けが廃止になっています。
※既に「特定疾病等不担保特約」をセットしているご契約については、引き続き「特定疾病等不担保特約」がセットされます。

現在	告知パターン	更新後のご加入内容	告知の要否
医療保障に特定疾病不担保（制限付）で加入	①新告知質問1〜3について「全てなし」の場合	新たに告知をいただくことで特定疾病不担保条件なしでご加入いただけます	○　必要です
	②新告知質問1〜3について1つ以上「該当あり」の場合	これまで通り特定疾病不担保条件付でのご加入となります	×　不要です（同条件での加入となります）

■新しい健康状態等告知の質問
以下3つの質問に該当がなければ、ご加入いただけます。
《質問1》
告知日（ご記入日）現在、病気やケガで入院中、または、入院か手術をすすめられていますか
《質問2》
告知日（ご記入日）より過去1年以内に病気で、継続して10日以上の入院をしたことがありますか
《質問3》
過去3年間に保険会社等から同様の共済・保険の引受けを断られたり、減口されたり、または約款等により解除されたことがありますか

医療・傷害〈Myセーフティ〉と生命共済〈ささえ愛〉のセット加入で充実の基盤保障!

交通事故や地震などさまざまなケガをまとめて保障

②〈Myセーフティ〉傷害保障

■引受保険会社(幹事):東京海上日動火災保険株式会社

保障内容

国内外を問わず日常生活やレジャー等で起こるさまざまな
交通事故を含む『急激かつ偶然な外来の事故によるケガ』に対応!

こんな『ケガ』を保障します!

注目 「まもるくん」保障対象外
交通事故によるケガ

レジャー中のケガ

日常生活におけるケガ

「まもるくん」オプション保障
地震によるケガ

地震・噴火またはこれらに起因する津波によるケガ

被保険者等(保険の対象となる方など)

※年齢・健康状態による加入制限はありません。

ご加入いただける方	生協組合員本人

		生協組合員本人	生協組合員本人の配偶者	生協組合員本人・配偶者以外のご家族
被保険者(保険の対象となる方)	本人型	○	×	×
	夫婦型	○	○	×
	家族型	○	○	○*1
	家族型(配偶者を除く)	○	×	○*2

*1「本人またはその配偶者の同居の親族」、「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」が対象となります。
*2「本人の同居の親族(配偶者を除く)」、「本人の別居の未婚の子」が対象となります。
※上記の親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。
※上記の続柄は、傷害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
※上記の「同居」、「親族」等については、ご加入者に対して保険会社が直接内容を確認させていただくことがあります。
「同居」とは、同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無又は、住民票の記載の有無は問いません。なお、二世帯住宅は原則別居の扱いになります。また、老人ホーム入居等により、被保険者本人と別居されている場合、マンション等集合住宅の別の住戸に居住している場合は、原則別居の扱いとなります。
※家族型・夫婦型の保険の対象となる方ご本人が死亡した場合、保険期間の終了まではご本人部分の保障を除いた加入内容として取り扱うことができます。

保険金額(お支払いする保険金の限度額)と月払掛金

保障期間:1年間
団体割引:30%・損害率による割引:15%

Myセーフティ傷害保障は3口タイプ(入院日額15,000円、通院日額4,500円)が限度となります。
天災危険保障あり*1

タイプ▶			3口タイプ	2口タイプ	1口タイプ
保険金額	入院日額*3		15,000円	10,000円	5,000円
	通院日額		4,500円	3,000円	1,500円
	手術	入院中	150,000円	100,000円	50,000円
		入院中以外	75,000円	50,000円	25,000円
	死亡・後遺障害*2		300万円	200万円	100万円

タイプ▶		3口タイプ	2口タイプ	1口タイプ
月払掛金	本人型	2,040円	1,360円	680円
	夫婦型	3,750円	2,500円	1,250円
	家族型	7,170円	4,780円	2,390円
	家族型(配偶者除く)	5,460円	3,640円	1,820円

*1 天災危険保障とは、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ」の保障のことをいいます。
天災危険保障保険料には損害率による割引の適用はありません。
*2 後遺障害保険金は程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いいたします。
*3 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。
傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

保障のあらまし(傷害保障)

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、引受保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に**死亡された場合** ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	• 保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ • 保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) • 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ • **無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じたケガ • 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ • 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ • 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ • 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ • **むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの** • ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ • オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ • 事故の内容・傷害の程度または過去の保険金請求歴等に応じ、被保険者または保険金の受取人に対して求める追加の書類・証拠の提出または引受保険会社が行う調査への協力に応じない場合 等
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に**後遺障害が生じた場合** ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**入院された場合** ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
手術保険金	治療を目的として、**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合** ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
通院保険金	医師等*1の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**通院(往診を含みます。)された場合** ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、以下のいずれかに該当する部位にギプス等*2を常時装着をした旨の医師の証明が診断書かつ診療報酬明細書に記載されている場合、通院日数に含みます。 ①長管骨*3または脊柱②長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節部分*3③肋骨または胸骨。ただし体幹部を固定した場合に限ります。④顎骨または顎関節。ただし線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。 *1 法令に定める医師および歯科医師または保険会社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含む。 *2 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース*4線副子等およびハローベストをいいます。 *3 対象部位については団体総合生活保険　普通保険約款に拠ります。 *4 下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。 **なお手指や足指等のケガにつきましては、ギプス等で固定した場合も、上記「みなし通院」の対象とはなりません。**	

【傷害保障改定のご案内】2022年12月1日始期から、傷害保障の改定により、みなし通院における「ギプス等」の規定が改定されました。
(※通院日数にかかわる「ギプス等」の規定について、自賠責保険の支払基準に内容および表現を合わせます。)

医療・傷害〈Myセーフティ〉と生命共済〈ささえ愛〉のセット加入で充実の基盤保障!

自転車事故による高額賠償等、日常生活におけるさまざまなリスクをカバー

③〈Myセーフティ〉オプション(組み合わせ自由)

■引受保険会社(幹事):東京海上日動火災保険株式会社

※各種オプションは、生協組合員本人が医療保障・傷害保障のいずれかにご加入の場合に、ご加入いただけます。オプションだけのご加入はできません。

介護保障特約 おススメ!

■保障内容

保険の対象となる方(この特約の被保険者)が保険期間中に初めて要介護状態(公的介護保険制度に基づく要介護2以上)の認定を受けたときに保険金(一時金100万円または200万円)をお支払いします*。

公的介護保険制度の範囲外の費用となる自宅改修や介護用品購入等、介護に要する費用に備えることができます。*保険の対象となる方1名につき1回(通算)に限ります。

ご家族が要介護状態に…

■被保険者等(保険の対象となる方など) 注目 **2020年12月1日始期契約から、対象となる方の範囲が拡大しています。**

	本人	配偶者	子ども	親
この特約の被保険者(保険の対象となる方)	生協組合員本人	生協組合員の配偶者	生協組合員の子ども(同居・別居および婚姻歴にかかわらず)	生協組合員本人もしくは配偶者の戸籍上の両親
新規・増口加入できる方	2022年12月1日現在、満40歳以上満84歳以下で「健康状態等告知書」に該当しない方			
更新加入	満89歳まで更新できます。			

●「健康状態等告知書」は、申込書介護保障特約記入例に記載しています。「健康状態等告知書」に該当する場合は、新規加入および保険金額を増額することができません。なお、ご加入の後、加入保険金額と同額もしくは減額して更新する場合は、健康状態等告知の必要はありません。(本特約の健康状態等告知はすべて生協組合員本人による代理告知(組合員本人による告知)となります。)

●Myセーフティ介護保障特約は、キャンペーン期間中以外の保障期間の中途での保険金額の増額はできませんので、200万円タイプへの加入をおすすめします。

■保険金額(一時金)

100万円タイプ(免責金額なし)	200万円タイプ(免責金額なし)

保障の対象となる方の年齢に基づきます。

■加入タイプ:本人型

保障期間:1年間
団体割引:30%
損害率による割引:15%

■月払掛金(被保険者1名につき)

被保険者年齢	保険金額100万円	保険金額200万円	被保険者年齢	保険金額100万円	保険金額200万円
40~44歳	10円	20円	65~69歳	390円	770円
45~49歳	20円	30円	70~74歳	810円	1,610円
50~54歳	30円	60円	75~79歳	1,760円	3,520円
55~59歳	60円	130円	80~84歳	4,050円	8,100円
60~64歳	140円	270円	85~89歳	9,710円	19,410円

※上記は被保険者1名あたりの掛金になります。
※新規・増口加入いただく場合は2022年12月1日時点の満年齢で84歳までとなります。
※2022年12月1日時点の満年齢で適用される掛金額の賃金控除(口座振替)は2023年2月からとなります。なお、保障期間内に誕生日を迎えても掛金額の変更はありません。

ご注意 **この特約の掛金は、保険の対象となる方の2022年12月1日時点の満年齢が適用されます。**
※年齢が上がると、急激に保険料が上がる場合がありますので十分にご確認ください。

保障期間(新規) 2022年12月1日午前0時~2023年12月1日午後4時
保障期間(更新) 2022年12月1日午後4時~2023年12月1日午後4時

個人賠償責任特約 おススメ!

国内の損害賠償事故について「示談交渉サービス」があります。

【お知らせ】直近の保険金のお支払い状況等を踏まえて、個人賠償責任特約の掛金が前年から30円引上げとなりました。

■保障内容(保障対象者は、組合員本人に加え、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子となります。)

国内外を問わず、保障対象者が日常生活中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)を国内外で壊したり盗まれてしまったときなど、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※日本国内での事故に限り示談交渉は原則として東京海上日動が行ないます。(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合、事故のご報告が著しく遅れた場合、相手との示談交渉が終了した場合等を除きます。)
※携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組100万円を超える物等は受託品に含みません。

日常生活のさまざまなリスクを保障します!

買い物中に高価な商品を落として壊してしまった

打ったゴルフボールで誤って他人にケガをさせてしまった

他人から借りた旅行カバンを盗まれてしまった

■保険金額

1事故限度額
国内無制限*2
(国外1億円)
(免責金額なし)

■月払掛金

140円

*2 受託品については1個または1組で100万円(時価)が上限となります。

保障期間:1年間
団体割引:30%
損害率による割引:15%

■加入タイプ:家族型

自転車事故ももちろん保障!

注目 自転車で他人にぶつかりケガをさせてしまった

条例等で自転車に乗る際の賠償保険付保が義務付けられている自治体にお住まいの方は加入が必須です。

自転車事故の高額賠償事例
賠償額*1 9,521万円
事故の概要
男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)

*1 賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。
出典:一般社団法人日本損害保険協会ホームページ

携行品特約

■保障内容

国内外を問わず、外出先で保険の対象となる方が所有する携行品が損壊、盗難等の偶然な事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

(紛失・置き忘れ等は除きます。また、適用対象外となる携行品等についてはP.15をご参照ください。)

外出先でカバンを盗難されてしまった

外出先でスーツケースを壊してしまった

プレー中にゴルフクラブをダフって折ってしまった

■保険金額

保険期間中限度額
30万円
(免責金額5,000円)

保障期間:1年間
団体割引:30%
損害率による割引:15%

■加入タイプと月払掛金

本人型	100円
夫婦型	120円
家族型	160円
家族型(配偶者を除く)	140円

ホールインワン・アルバトロス費用特約

■保障内容

国内の9ホール以上を有するゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを達成した場合に慣習として負担する費用をお支払いします。(国内のみ)

※ホールインワンの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。

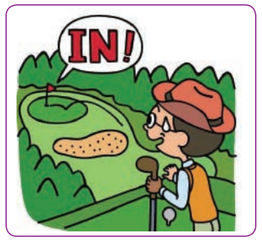

■保険金額

1事故限度額
50万円
(免責金額なし)

保障期間:1年間
団体割引:30%
損害率による割引:15%

■加入タイプと月払掛金

本人型	300円
夫婦型	450円
家族型	710円
家族型(配偶者を除く)	560円

その他のオプション

※詳しい保障内容はP.14･15「保障のあらまし」をご覧ください。

・借家人賠償責任特約

■保障内容 国内の借用戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。
また、上記の他、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約にもとづいて借用戸室を修理した費用も保障します。
※示談交渉は東京海上日動では行ないません。

■加入タイプ 本人型（生協組合員本人が居住する借用戸室）

・住宅内生活用動産特約

■保障内容 国内において自宅内の家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。なお、保険の対象となる方の居住の用に供される住宅内に所在し、保険の対象となる方が所有する生活用動産が対象となります。また、以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。
･保険の対象となる方の単身赴任先
･保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先

■加入タイプ 本人型･夫婦型･家族型･家族型（配偶者を除く）のいずれかを選択

〈各オプションの被保険者（保険の対象となる方）の範囲〉

オプション	加入タイプ
介護保障特約	本人型（記名式）
個人賠償責任特約	家族型
携行品特約 ホールインワン･アルバトロス費用特約 住宅内生活用動産特約	本人型･夫婦型･家族型･家族型（配偶者を除く）のいずれかを選択
借家人賠償責任特約	本人型（生協組合員本人が居住する借用戸室）

〈加入タイプ別の被保険者の範囲〉

		生協組合員本人	生協組合員本人の配偶者	生協組合員本人･配偶者以外のご家族	生協組合員本人･配偶者の両親
被保険者（保険の対象となる方）	介護保障特約	○	○	○*1	○*2
その他のオプション	本人型	○	×	×	
	夫婦型	○	○	×	
	家族型	○	○	○*3	
	家族型（配偶者を除く）	○	×	○*4	

*1 「同居･別居および婚姻歴にかかわらず本人またはその配偶者の子」を加入対象とします（個々に加入手続きが必要です。）。
*2 戸籍上の両親のことをいいます。内縁の配偶者の両親は含まれません（個々に加入手続きが必要です。）。
*3 「本人またはその配偶者の同居の親族」、「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」が対象となります。
*4 「本人の同居の親族（配偶者を除く）」、「本人の別居の未婚の子」が対象となります。
※上記の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
※上記の親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。
※上記の「同居」、「親族」等については、ご加入者に対して保険会社が直接内容を確認させていただくことがあります。
「同居」とは、同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無又は、住民票の記載の有無は問いません。なお、二世帯住宅は原則別居の扱いになります。また、老人ホーム入居等により、被保険者本人と別居されている場合、マンション等集合住宅の別の住戸に居住している場合は、原則別居の扱いとなります。
※家族型･夫婦型の保険の対象となる方ご本人が死亡した場合、保険期間の終了まではご本人部分の保障を除く加入内容として取り扱うことができます。
※賠償責任に関する保障において、ご本人が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

○保障のあらまし（オプション）

■介護保障特約

保険の対象となる方が、保険期間中に初めて公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。この保障については、死亡に対する保障はありません。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細はパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

［公的介護保険連動型（要介護2以上）］

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護保障特約	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合 ▶介護保障保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険の対象となる方1名につき1回（通算）に限ります。	･**地震･噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた要介護状態*1 ･保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態 ･保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） ･保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ･**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間の事故により生じた要介護状態 ･麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ･アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ･先天性疾患によって生じた要介護状態 ･医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ･この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 等 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払い対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。

■賠償責任に関する保障

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任特約	国内外において**以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合** ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。受託品については1個または1組につき100万円までの物を対象とします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては保障内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、**携帯電話、ノート型パソコン、タブレット**、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等	･ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**によって生じた損害 ･**地震･噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害 ･職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害 ･保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ･第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ･保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ･心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ･航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ･以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理･点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電気的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領に起因する損害 ■風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ･カートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ･カートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
借家人賠償責任特約	国内における借用戸室での火災、破裂･爆発、水濡（ぬ）れ、盗難の事故により、**貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合** ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、落雷、風災･雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した費用も保障します。 ※示談交渉は東京海上日動では行いません。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては保障内容を十分ご確認ください。	･ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**によって生じた損害 ･**地震･噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害 ･心神喪失によって生じた損害 ･借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 ･借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ･借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 等

●ご加入いただく場合の掛金・保険金額【保障期間:1年間、団体割引:30%･損害率による割引:15%】

保険金額		月払掛金
1事故限度額（免責金額なし）	1,000万円	170円
	2,000万円	320円
	3,000万円	470円
	5,000万円	780円
	1億円	1,550円

■財産に関する保障

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

携行品特約

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
国内外において、**保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合** ▶損害額（修理費）から**免責金額（自己負担額:1事故について5,000円）を差し引いた額**を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は時価額*1を限度とします。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては保障内容を十分ご確認ください。 ※以下のものは保障の対象となりません。 ・自動車・原動機付自転車・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・**携帯電話、ノート型パソコン、タブレット等** ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券（小切手は含みません。）等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・什器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物 ・データやプログラム等の無体物 等 *1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	• ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害 • **地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害 • 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 • **無免許運転や酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害 • 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 • 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 • 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 • 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 • 保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 • 電気的または機械的事故に起因する損害 • 保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 • 詐欺または横領に起因する損害 • 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 • 保険の対象となる方の居住する住宅内（敷地を含みません。）で生じた事故による損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

住宅内生活用動産特約

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
国内での保険の対象となる方が**居住に使用する住宅内（敷地を含みません。）に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1に損害が生じた場合** ▶損害額（修理費）から**免責金額（自己負担額:1事故について5,000円）を差し引いた額**を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は時価額*2を限度（乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個または1組あたり30万円を限度）とします。 **また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。** ※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては保障内容を十分ご確認ください。 ※以下のものは保障の対象となりません。 ・自動車・原動機付自転車・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・**携帯電話、ノート型パソコン、タブレット等** ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券（小切手は含みません。）等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・什器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物 ・データやプログラム等の無体物 等 *1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。 ・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先 *2 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	• ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害 • **地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害 • 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 • **無免許運転や酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害 • 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 • 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 • 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 • 保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 • 保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 • 電気的または機械的事故に起因する損害 • 保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 • 詐欺または横領に起因する損害 • 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 • 保険の対象となる方の居住する住宅外（敷地を含みます。）で生じた事故による損害 等 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

●ご加入いただく場合の掛金・保険金額 **【保障期間:1年間、団体割引:30%・損害率による割引:15%】**

保険金額	月払掛金	
保険期間中限度額　500万円 （免責金額5,000円）	本人型	880円
	夫婦型	900円
	家族型	950円
	家族型（配偶者を除く）	930円

■費用に関する保障

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

ホールインワン・アルバトロス費用特約

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、**下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合** ■**同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃した**ホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス） ■記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいていても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります（例:保険金額が30万円と50万円の2件のご契約にご加入されても、50万円が通算の支払限度額となります。）。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を保障する他の保険契約にご加入いただいている場合には、保障内容を十分ご確認ください。 ※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴キャディ等*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。 *1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 *2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	• 保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス • 保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス • ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス • パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等

※本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険　普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、東京海上日動火災保険（株）ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

※本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険　普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、東京海上日動火災保険（株）ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

お申し込み方法

加入者資格

●電通共済生協の組合員（保障開始日時点）

お申し込み方法

●加入手続き

新規ご加入の方、ご加入内容の変更をご希望される方は、加入申込書にご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。
現在ご加入中の内容にて更新（変更せず継続）される方につきましては、申込書の提出は不要です。
なお、キャンペーン期間中の新規加入の方は、ユアサポート（株）ホームページよりWeb手続きいただくことも可能です。
詳細は本パンフレット、Myセーフティの申込書ほかをご参照ください。

●保障期間の開始

2022年12月1日午前0時から保障開始となります。
ただし、更新契約は午後4時からとなります。（更新契約における増口等の加入内容変更も午後4時からの保障となります。）
なお、中途加入の場合は原則として加入申込書提出月の翌々月1日の午前0時から保障開始となります。
（期中でのタイプ変更や保障内容変更は代理店受付日が25日までの場合は翌月1日から保障変更となります。）

●掛金お支払い（12回払い）

	払込方法	払込開始時期
現職組合員	賃金控除のみ（毎月控除）	保障開始月の2ヶ月後の賃金から控除開始
退職組合員	口座振替	保障開始月の2ヶ月後から振替開始（毎月振替）

2ヶ月続けて掛金控除が不能となった場合は、原則として解除の手続きをとりますのでご了承ください。

※退職組合員の方が、Myセーフティにご加入される場合、必ず電通共済生協掛金控除が可能な本人口座（マイカー共済指定口座を除く）の登録が必要となります。
※Myセーフティは月払のみです。年払・半年払はありません。

お手続き停止期間について

中途でのご加入およびご加入内容の変更については、以下の期間お手続きの受付を停止いたしますのでご了承ください。

※被保険者死亡に伴う各種手続き・住所変更等、一部手続きについてのみ例外として受付けます。
※解約の取り扱いについては別途ユアサポート（株）のホームページ上に掲載いたします。

【受付を停止する期間】

中途加入：5月下旬～11月末日
加入内容変更：5月下旬～11月末日
中途解約：10月下旬～11月末日（10月25日（火）ユアサポート到着分まで）
※新入社員募集・キャンペーン対応は除きます。

本取り扱いはキャンペーン前の一定期間とキャンペーン期間中に、システム管理上キャンペーン申込書のデータ生成・印字内容との整合をとるため、中途加入・加入内容変更について受付を停止させていただくものです。
期間等の詳細についてはユアサポート（株）のホームページをご確認ください。

加入者票について

今回のご加入内容に基づいて、保障開始月の翌月を目途に加入者票を送付いたします。加入者票は大切に保管してください。
（キャンペーン加入・更新の場合は2023年1月下旬発送予定）

〈ご注意〉
・現在ご加入の方につきましては、ご加入者の方から特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は現在ご加入中の内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。
・加入者票は、電通共済生協ご登録の住所への郵送となります。住所に変更があった場合は、所属の組合または組織にお申出ください。

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申し込みをいただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の事項についてご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、ユアサポート（株）までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
   - ■保険金をお支払いする主な場合
   - ■保険金額（ご契約金額）、免責金額（自己負担額）
   - ■保障期間（保険のご契約期間）
   - ■掛金・掛金払い込み方法
   - ■保険の対象となる方
2. 加入申込書の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記載誤りがある場合は、加入申込書を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
   - ●すべての方がご確認ください。
     - ■被保険者（保険の対象となる方）の範囲についてご確認いただきましたか?
     - ■加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいてますか?
   - ●医療保障・介護保障特約にご加入の方はご確認ください。
     - ■加入申込書の「生年月日」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
     - ■保険の対象となる方によって「健康状態等告知」欄に正しく告知・署名いただいていますか？
       （ただし、介護保障特約については生協組合員本人による代理告知（組合員は本人による告知）のみとなります。）
   - ●傷害保障にご加入の方はご確認ください。
     - ■加入申込書の「職業・職務」欄は正しく記載されていますか？
       （「職業・職務」別の職種級別については、下記職種級別区分表をご覧ください）
3. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認いただきましたか？ 特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」などお客様にとって不利益となる情報や、「告知義務（ご加入時に代理店または保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務）・通知義務（ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または保険会社に連絡していただく義務）」、「保障の重複に関するご注意*」が記載されていますので必ずご確認ください。

*現在のご加入を解約して新たにご加入いただく場合には、お客様に不利益が生じる可能性があります。また、個人賠償責任保障特約をご加入の場合で、他に同種のご契約をされているとき等、保障範囲が重複することがあります。

生協組合員ご本人の職種級別（「職業・職務」）をご確認ください

以下の職種級別区分表をご参照のうえ、加入申込書へ「職業・職務」の記載をお願いします。

職種級別（「職業・職務」）区分

◎職種級別（「職業・職務」）A⇒下表「級別Bに該当する職種」以外の職種
◎職種級別（「職業・職務」）B⇒下表に該当する職種を職業としている場合
（なお、送電線架線工・敷設工・電気通信設備工などの「電気作業者」の方々は級別Aとなります）

級別Bに該当する職種 主な例（いずれも趣味やボランティア活動で行うものは除きます）

建設作業者	●大工 ●とび工 ●左官 ●配管工 ●測量作業者	農林業作業者	●農耕作業者 ●植木職・造園師 ●育林・伐木作業者 ●養畜作業者
自動車運転者	●バス運転者 ●タクシー運転者 ●貨物自動車運転者 自動車を用いて配達作業に従事する方を含みます。 ただし、下記は除きます。 ・訪問先への移動手段として自動車運転を行う者 ・建設用機械の運転者（クレーンやパワーショベル等） ・二輪自動車の運転者	漁業作業者	●漁労作業者（船長・航海士等も含む） ●潜水漁師 ●水産養殖作業者
		採鉱・採石作業者	●採掘作業者 ●じゃり・砂・粘土採取作業者 ●ダム・トンネル掘削作業者
		木・竹・草・つる製品製造作業者	●製材工 ●合板工 ●木工 ●木彫工 ●船大工

以下のお仕事（「職業・職務」）に該当する場合には、ご加入いただけませんのであらかじめご了承ください。詳細は、ご加入の代理店または、保険会社までお問い合わせください。
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、モーターボート競争選手（水上オートバイを含む）、自転車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含む）、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高いお仕事（「職業・職務」）

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
医療・傷害〈Myセーフティ〉にお申し込みいただく皆様へ

〔マークのご説明〕
契約概要 …保険商品の内容をご理解いただくための事項です。
注意喚起情報 …ご加入に際し、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
- ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
- ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

お申し込み時にご確認いただきたいこと

1. 商品の仕組み
契約概要

この保険は、電通共済生協を契約者とし、電通共済生協の組合員を保険の対象となる方とする団体契約です。保険契約上の権利・義務は契約者が保有する保険証券・約款にもとづいており、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。基本となる保障、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2. 基本となる保障および主な特約の概要等
契約概要 注意喚起情報

基本となる保障の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット・加入者票送付時に同封する保障のあらまし等をご確認ください。（記載のない事柄につきましては、契約者が保管する保険証券・約款に拠ります。）

3. 保障の重複に関するご注意
注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには保障が重複することがあります。保障が重複すると対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。保障内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任特約*3 ●借家人賠償責任特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。
*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が保障の対象外になったとき等は、保障がなくなることがありますので、ご注意ください。
*3 2020年12月の改定によりそれまでの受託品賠償責任特約の保障内容が含まれています。

4. 保険金額等の設定
契約概要

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。医療保障・介護保障特約においては、保険期間の中途でご加入者からの申し出による保険金額の増額等はできません。なお、タイプをお選びいただく際は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえてご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

5. 保険期間および保障の開始・終了時期
契約概要 注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および保障の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。なお、保障開始日時点で加入者資格がない場合は、新規申込・加入内容変更（自動継続を含みます）のお手続きを取り消しさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

6. 掛金の決定の仕組みと払込方法等

(1) 掛金の決定の仕組み 契約概要

掛金はご加入いただくタイプ等によって決定されます。掛金については、パンフレット等をご確認ください。
なお本パンフレットに記載の掛金は募集実績・損害保険料率算出機構による傷害保険参考純率改定等に応じて変動することがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 掛金の払込方法 契約概要 注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 掛金の一括払込みが必要な場合について 注意喚起情報

ご加入者の加入部分*1に相当する掛金が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合等に、そのご加入者の残りの掛金を一括して払込みいただくことがありますのであらかじめご了承ください。

※保険期間の開始後、掛金の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て掛金を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、掛金を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※医療保障・介護保障特約が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、後記「8.告知義務」をご確認ください。
*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての保険をいいます（例えば、加入内容変更による変更掛金を払込みいただけない場合、変更掛金を払込みいただけない保障だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての保障が対象となります。）。

7. 満期返れい金・契約者配当金
契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

8. 告知義務
注意喚起情報

加入申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（取扱代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「1.通知義務等」をご参照ください。
なお、告知事項は、お引受けする保険ごとに異なり、お引受けする保険によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする保険ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は保険によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の保障を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

〔告知事項・通知事項一覧〕

★:告知事項　☆:告知事項かつ通知事項

項目名 ＼ 基本保障・特約	傷害保障	医療保障	介護保障特約
生年月日	—	★	★
性別	—	★	—
職業・職務*1	☆	—	—
健康状態告知*2	—	★	★

※すべての保障について「他の保険契約等*3」を締結されている場合はその内容についても告知事項（★）となります。
*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
*2 新たにご加入される場合、または更新にあたり保障内容をアップされる場合のみとなります。
*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

〔医療保障・介護保障特約の「告知」（健康状態等告知書）〕

①告知義務について
保険制度は多数の人々が保険料（掛金）を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、掛金負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態等告知書」で引受保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。
なお、介護保障特約にご加入される場合または介護保障特約の保険金を増額される場合の健康状態告知に関してのみ本人（生協組合員本人）による代理告知（組合員は本人による告知）が必須となりますので、本人（生協組合員本人）が保障の対象となる方の健康状態等をご確認のうえ、所定の健康状態告知をご回答・ご署名ください。
②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について
引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります（継続契約を含め、お引受けできないこともあります。）。
③告知が事実と相違する場合
告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*4から１年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*5。
●責任開始日*4から１年を経過していても、保険金の支払事由が１年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*6（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。
*4 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
*5 更新時に保障内容をアップされた場合は、保障内容をアップされた部分を解除することがあります。
*6 更新時に保障内容をアップされた部分を解除した場合は、保障内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>
前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる１年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。
（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等
④告知内容の確認について
ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

9. クーリングオフ

注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

10. 保険金受取人

注意喚起情報

[傷害保障]

保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。当方の認定するやむを得ない事情があり、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合*1は、お手数ですがパンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

*1 原則として取り扱っておりません。なお、家族型保障（本人型以外）の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

11. 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

注意喚起情報

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・保障内容や掛金が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の掛金については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の掛金の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・保険の対象となる方の健康状態等により、引受けをお断りをする場合があります。
・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると保障のない期間が発生することがあります。

お申し込み後にご注意いただきたいこと

1. 通知義務等

注意喚起情報

[通知事項]

加入申込書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする保障ごとに異なり、お引受けする保障によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする保障ごとの通知事項は、前記［8.告知義務［告知事項・通知事項一覧］］をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての保障共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは保障を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先にその旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2. 解約されるとき

契約概要　注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。（所定の受付停止期間があります。）

・ご加入内容および解約の条件によっては、引受保険会社所定の計算方法で掛金を返還、または未払掛金を請求*1することがあります。返還または請求する掛金の額は、掛金の払込方法や解約理由により異なります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、保障内容や掛金が変更となったり各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 本制度については、初回保険料の徴収が保障開始月の翌々月となっていることから、中途解約された場合には、解約日以後2ヶ月に亘って保険料の引落とし、または払い込みが発生することについてあらかじめご留意をお願いします。

3. 保険の対象となる方からのお申出による解約

注意喚起情報

医療保障・傷害保障・介護保障特約においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る保障を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4. 満期を迎えるとき

契約概要

[保険期間終了後、保障の更新を制限させていただく場合]

●保険金請求状況や請求内容・年齢等によっては、次回以降の保障の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
●引受保険会社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の保障については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の保障内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の掛金]

掛金は、保障ごとに更新日現在の年齢および掛金率等によって計算します。したがって、その保障の更新後の掛金は更新前の掛金と異なることがあります。

[保障対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

医療保障において、更新前契約に保障対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態等告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、保障対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の保障内容を拡充する場合]

医療保障・介護保障特約において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、保障内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、保障内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保障内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れやご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の保障内容です。更新前の保障内容とは異なることがありますのでご注意ください。

[更新加入申込書等記載の内容]

更新加入申込書等に記載している加入者情報（ご加入者［電通共済生協の組合員］の氏名［ふりがな］、個人コード、所属等）について確認いただき、変更があれば所属の組合または組織にお申し出ください。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、ご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入申込書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入申込書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

その他ご注意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

●保険契約者である電通共済生協は引受保険会社に本加入申込書等に関する個人情報を提供いたします。電通共済生協（グループ会社を含みます）、引受保険会社および引受保険会社のグループ各社、きらら保険サービス株式会社は、本契約に関する個人情報を、保険・共済引受・継続の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を電通共済生協、他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、生協組合員の所属する健康保険組合等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害保障で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し･無効･解除となる場合があります。

3. ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4. 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の保障対象となり、保険金、返れい金等は、保障内容ごとに下表のとおりとなります。

保障内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害保障、賠償責任に関する保障、財産に関する保障、費用に関する保障	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで保障されます。
医療保障・介護保障特約		原則として90%まで保障されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5. 引受保険会社について

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約（医療保障・介護保障特約については、東京海上日動火災保険株式会社単独の引受けとなります。）であり、東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行ないます。各引受保険会社は、募集期間終了後に決定される引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。
○東京海上日動火災保険株式会社(幹事)、三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

6. その他ご加入に関するご注意事項

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、取扱代理店と有効に成立したご契約については引受保険会社と直接締結されたものとなります。 注意喚起情報

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入申込書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。なお、加入者票に同封されている「保障のあらまし」については、本パンフレット記載事項を補完し、本パンフレット記載事項と同等の効果を及ぼすものとします。

注意喚起情報

東京海上日動火災保険株式会社　保険の内容に関するご意見・ご相談等は
パンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人　日本損害保険協会　そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

ナビダイヤル 0570-022808 ＜通話料有料＞ IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間 ： 平日 午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

事故（保険金請求事由）が起こったとき

事故が発生した場合には、直ちに（医療保障については30日以内･介護保障特約については遅滞なく）ユアサポート（株）ホームページ（https://your-support.co.jp）にアクセスいただき、事故状況のご報告をお願いいたします。事故報告をいただいた後、東京海上日動火災保険株式会社から保険金のご請求に必要な書類一式をご手配させていただきます。

●賠償責任に関する保障において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらおすすめください。
●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。**また、過去の保険金請求・支払い状況に応じて診断書のご提出や医療機関への照会等の調査をさせていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。（ご協力いただけない場合は、約款上の定めに従って保険金のお支払いを留保する場合や保険金をお支払いできない場合があります。）**
・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・引受保険会社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する保障においては引受保険会社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、引受保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類
●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または３親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
＊１　法律上の配偶者に限ります。
●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
１．保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
２．特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
３．ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
●保険金請求権には時効（３年）がありますのでご注意ください。
●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、引受保険会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は引受保険会社に移転します。
●賠償責任に関する保障において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、引受保険会社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合
●事故発生日時点でご加入いただいている保障内容にて引受保険会社が有無責を判断のうえ、保険金をお支払いいたします。

〈万一事故にあわれた際のお手続き方法〉

1 まずは事故報告
ユアサポート(株)ホームページ(https://your-support.co.jp/)にアクセスいただき、事故受付ページから、詳しい状況のご報告をお願いいたします。

2 必要書類のご手配
事故報告をいただいた後、2週間ほどで東京海上日動火災保険株式会社から保険金のご請求に必要な書類一式をご手配･ご郵送させていただきます。
※報告内容によっては内容のご確認のためご連絡させていただくことがあります。

3 保険金請求書・必要書類のご返送
保険金請求書の必要事項をご記入いただき、その他必要書類とあわせて返送用封筒にて保険会社宛にご返送ください。

4 保険金のお支払い
保険金請求書の内容･約款等にもとづいて審査を行ない、保険会社から保険金をお支払いさせていただきます。
※内容によっては保険金をお支払いできない場合があります。

「ススメられるがまま」保険に入り、「保険料を払い続けるだけ」になっていませんか?

結論 私たちは「医療・傷害〈Myセーフティ〉＋生命共済〈ささえ愛〉」(基盤保障)を おススメします!!

生命保険の見直しでは、「基盤保障」が活用されています。

「基盤保障」の活用とは? 電通共済生協組合員とご家族が加入できる、
医療・傷害〈Myセーフティ〉＋生命共済〈ささえ愛〉の双方に加入し、
医療・傷害・死亡・重度障害等に備え、
既にご加入の民間生命保険会社の同一部分の保障内容を「基盤保障」に
シフトすることで、**大幅に保険料を節減する**ことをいいます。

今なぜ「基盤保障」なのか?(おススメする加入内容はP.27~P.28ご参照)

1. 「医療・傷害保障＋生命共済(死亡・重度障害)」の保障内容が、
安心・安全を提供するために不可欠な「基盤保障」に盛り込まれており、
一般的な掛金水準に比べて**大幅に割安***となっています。

2. 他の生命保険で**死亡保障額3,000万円以上ご加入**の方や
その他特約等を含め**月額保険料2万円以上お支払い**の方、
大幅に保険料が節約できる例があります。

右ページをチェック!

3. 各年齢を通じてコスト・パフォーマンスの良い、
割安で手厚い保障が手当てできます。
➡専門店のコーヒー1杯分と比べても…

〈保障掛金〉*
30歳の方➡1日あたり約230円
50歳の方➡1日あたり約360円

4. 〈Myセーフティ〉は、
❶病気・ケガ(「まもるくん」は"ケガ"だけ(除く交通事故))による**入院保障**、
❷健康保険の適用がない全額自己負担となる所定の先進医療に対応する保障、
❸三大疾病一時金(100万円)等も保障されます。

特に**総合先進医療の保障**(1,000万円~300万円)は、がん治療に有効とされる陽子線・重粒子線治療ほかの**高額の自己負担が発生する先進医療等**に力を発揮します。

*生命共済〈ささえ愛〉30口、死亡・重度障害3,000万円＋〈Myセーフティ〉医療保障(三大疾病一時金なし)2口・傷害保障本人型2口、30歳月払掛金6,880円／月、50歳月払掛金10,600円／月に加入した場合。同程度の保障が民間生命保険会社の例(次ページ参照)では30歳男性18,620円／月、50歳43,706円／月となり、その差は一目瞭然です。

現在ご加入中の生命保険との見比べ事例

皆様におススメする基盤保障プランは次ページで

※以下の例は保険商品内容の全てが記載されているわけではありませんので、あくまで参考情報としてご利用ください。また、必ず「契約概要」やパンフレット等でご自身が加入の保険商品全般についてご確認ください。

こんな生命保険に加入していませんか?

例1 30~44歳の方の場合

New 2022年12月より生命共済(ささえ愛)の制度改定により50口まで加入できるようになりました。(年齢により限度口数が異なります)

民間の保険会社

保障金額 2018年5月時点で契約の場合(例)

①終身	100万円	死亡保障合計3,000万円+80万円
②定期	900万円	
③3大疾病*1	500万円	
④特定重度疾病	300万円	
⑤身体障がい	800万円	
⑥介護	700万円	
⑦総合医療 日額	10,000円	

保険料 (30~44歳)
月18,620円(年間223,440円)

45歳更新で月額＋25,086円

45歳更新*2
月43,706円(年間524,472円)
更新前の約2.3倍
45歳で保険料が2倍以上…。さらに60歳で…。

30歳加入 ← 保障期間 → 60歳

① 終身保障
45歳
② 定期保障 更新(掛捨)
死亡保険金
③ 3大疾病保障 更新
④ 特定重度疾病 更新
⑤ 身体障がい保障 更新
⑥ 介護保障 更新
⑦ 総合医療保障 更新
保障・払込期間

生命共済＋〈Myセーフティ〉

保障金額
生命共済(ささえ愛)
死亡・重度後遺障害保険
3,000万円(30口)
＋
〈Myセーフティ〉(医療・傷害)*3
傷害死亡・後遺障害 200万円
入院日額 1万円(各2口)*4

保険料 (30~44歳)
月6,880~7,780円
(年間82,560~93,360円)
約60%割安

45歳以降
月8,090~15,190円
(年間97,080~182,280円)
約75%割安

差額 779万9,880円
(最大30年間)

30年間累計支払保険料
11,218,680円

保障の内容は異なりますが、
同じ3,000万円の死亡・重度後遺障害、
入院日額1万円の保障を考えるとこの差は…

30年間累計支払保険料
3,418,800円*5

例2 50歳からでも遅くありません!

50~60歳までの10年間で10年間累計支払保険料
5,244,720円

差額 374万4,120円
(最大10年間)
今からでも遅くはない…?!

50~60歳までの10年間で10年間累計支払保険料
1,500,600円*5

基盤保障への移行につきましては、保障条件・内容の差異だけでなく、終身保障(100万円)の解約時解約返戻金の一部手数料等の発生等の不利益や現在の健康状態により基盤保障に加入いただけない場合があるため、「保障の組み替え」は基盤保障の契約開始後に既契約の解約・変更手続きを行なっていただくことをご注意願います。(終身保障のみ継続することも検討ください)

*1 ・3大疾病保険金(500万円)は死亡保険金のいずれか一方のみ支払い
・特定重度疾病保険金(300万円)は所定の重度障害発生時にそれぞれ1回および死亡保険金(30万円)をお支払い
・身体障がい保障(800万円)、介護保障(700万円)と各死亡保障金はいずれか一方のみ支払い
*2 40歳で更新・値上げとなるものもあります。
*3 医療保障のみ、傷害保障のみの加入も可能です。医療保障についてはご健康状態等の告知によりご加入いただけない場合があります。
*4 医療・傷害とも入院日額1万円(各2口)。また生命保険商品には個人賠償責任特約はないため同特約抜きの保険料で算出しています。
*5 2022年12月1日時点の保険料で算出しています。保険会社の定める保険料、所定の適用割増引率の変更により、適用保険料が変更になった場合はそれに合わせて変動します。(オプション保障保険料は含みません。皆様には付帯をおススメしている個人賠償責任保障(月額140円)を付帯した場合は10年で＋16,800円、30年で＋50,400円となります)

保障の“見直し・シフト”をおススメします！

この安価で充実した保障は**電通共済生協組合員の皆様のみの特典**です。
家計の負担軽減に活用してみませんか？!

基盤保障 おススメプランA

世帯主：生協組合員本人（型）

生命共済〈ささえ愛〉30口　本人死亡・重度障害保障 3,000万円

〈Myセーフティ〉医療2口タイプ（本人・配偶者）　入院日額 1万円 先進医療 実額 600万円 ほか

＋三大疾病一時金特約　一時金 100万円

〈Myセーフティ〉傷害2口タイプ　入院日額 1万円 通院日額 3,000円 ほか

オプション 個人賠償責任特約（追加）　1事故 限度額無制限（国外1億円、受託品1個または1組 100万円が上限）　家族の自転車事故の賠償責任ほかも対応

例 P.26の生命保険（本人のみ30歳加入の場合） 30歳～44歳 18,620円/月（年間223,440円）／45歳～59歳 43,706円/月（年間524,472円） と比べてみてください。

保障をアップしてみると…

生協組合員本人	おススメ 電通共済生協 基盤保障掛金		
① 30歳の方は（30～34歳）	7,190円/月（年間86,280円）	生命共済	4,650円/月
		Myセーフティ	2,540円/月
② 40歳の方は（40～44歳）	8,340円/月（年間100,080円）	生命共済	5,400円/月
		Myセーフティ	2,940円/月
③ 50歳の方は（50～54歳）	11,920円/月（年間143,040円）	生命共済	7,500円/月
		Myセーフティ	4,420円/月

生命共済の詳細は電通共済生協パンフレットでご確認ください

配偶者ほかの保障を追加する場合は…

配偶者	生命共済〈ささえ愛〉〈Myセーフティ〉医療〈Myセーフティ〉傷害			お二人の十分な保障が現在の1名分より安い!? 本人+配偶者 計
30歳の方は（30～34歳）	5,280円/月（年間63,360円）	生命共済	3,100円/月	12,470円/月（年間149,640円）
		Myセーフティ	2,180円/月	
40歳の方は（40～44歳）	6,180円/月（年間74,160円）	生命共済	3,600円/月	14,520円/月（年間174,240円）
		Myセーフティ	2,580円/月	
50歳の方は（50～54歳）	9,060円/月（年間108,720円）	生命共済	5,000円/月	20,980円/月（年間251,760円）
		Myセーフティ	4,060円/月	

〈Myセー　フティ〉のお申し込みは同封の申込書でお手続きください

いずれも保障開始は12月1日からとなります。（もし既存契約を解約して組み替えを行なう場合は、新保障開始後に行なっていただくことをおススメします）

子ども・その他親族[*1]
家族の保障や豊富なオプションから充実の保障が可能!
*1 年齢等の条件によりご加入できない場合があります。

1.〈Myセーフティ〉子ども医療保障2口タイプ お1人につき＋640円[*2]～×人数（月額）
2.〈Myセーフティ〉子ども・同居の親族傷害保障2口タイプ 夫婦型から家族型に切替 ＋2,280円/月（人数問わず）
3.携行品特約 保障期間中限度額30万円 ＋100～160円/月

*2 10歳～14歳の場合
詳細につきましては本パンフレットP.5～P.16をご参照ください。

さらに **介護保障特約**

保障対象者は以下のとおりです。
- 組合員本人
- 配偶者
- 子ども
- 戸籍上の両親

詳しくはP.11・P.13をご覧ください。

組合員本人の死亡・重度障害保障を5,000万円（50口）にアップして、他の保障を引き　上げても…世帯主が万一の場合の家族の必要生活資金5,691万円（2021年度生命保険に関する全国実態調査より）

基盤保障 おススメプランB

世帯主：生協組合員本人（型）

生命共済〈ささえ愛〉50口 New　本人死亡・重度障害保障 5,000万円

〈Myセーフティ〉医療3口タイプ　本人入院日額 1.5万円 先進医療実額 1,000万円 ほか

＋三大疾病一時金特約　一時金 100万円

〈Myセーフティ〉傷害3口タイプ　入院日額 1.5万円 通院日額 4,500円 ほか

オプション 個人賠償責任特約（追加）　1事故 限度額無制限（国外1億円、受託品1個または1組 100万円が上限）　家族の自転車事故の賠償責任ほかも対応

もしものとき、さらに安心！

生協組合員本人	おススメ 電通共済生協 基盤保障掛金		
① 30歳の方は（30～34歳）	11,390円/月（年間136,680円）	生命共済	7,750円/月
		Myセーフティ	3,640円/月
② 40歳の方は（40～44歳）	13,110円/月（年間157,320円）	生命共済	9,000円/月
		Myセーフティ	4,110円/月
③ 50歳の方は（50～54歳）	18,450円/月（年間221,400円）	生命共済	12,500円/月
		Myセーフティ	5,950円/月

生命共済の詳細は電通共済生協パンフレットでご確認ください

配偶者ほかの保障を追加する場合は…（配偶者の生命共済は20口、〈Myセーフティ〉医療は2口としています）

配偶者	生命共済〈ささえ愛〉〈Myセーフティ〉医療〈Myセーフティ〉傷害			お二人の十分な保障が現在の1名分より安い!? 本人+配偶者 計
30歳の方は（30～34歳）	5,850円/月（年間70,200円）	生命共済	3,100円/月	17,240円/月（年間206,880円）
		Myセーフティ	2,750円/月	
40歳の方は（40～44歳）	6,750円/月（年間81,000円）	生命共済	3,600円/月	19,860円/月（年間238,320円）
		Myセーフティ	3,150円/月	
50歳の方は（50～54歳）	9,630円/月（年間115,560円）	生命共済	5,000円/月	28,080円/月（年間336,960円）
		Myセーフティ	4,630円/月	

〈Myセー　フティ〉のお申し込みは同封の申込書でお手続きください

いずれも保障開始は12月1日からとなります。（もし既存契約を解約して組み替えを行なう場合は、新保障開始後に行なっていただくことをおススメします）

子ども・その他親族[*1]
家族の保障や豊富なオプションから充実の保障が可能!
*1 年齢等の条件によりご加入できない場合があります。

1.〈Myセーフティ〉子ども医療保障2口タイプ お1人につき＋640円[*2]～×人数（月額）
2.〈Myセーフティ〉子ども・同居の親族傷害保障3口タイプ 夫婦型から家族型に切替 ＋3,420円/月（人数問わず）
3.携行品特約 保障期間中限度額30万円 ＋100～160円/月

*2 10歳～14歳の場合
詳細につきましては本パンフレットP.5～P.16をご参照ください。

さらに **介護保障特約**

保障対象者は以下のとおりです。
- 組合員本人
- 配偶者
- 子ども
- 戸籍上の両親

詳しくはP.11・P.13をご覧ください。

MEMO

MEMO